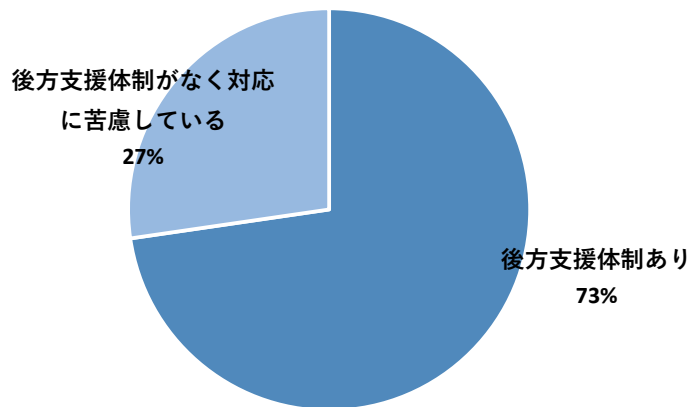


医療提供体制の課題②、リアルタイムでの現状や課題の把握

図表4 新型コロナウイルス患者を受け入れる公立病院の後方支援体制
～約3割の病院で回復後の患者等を受け入れる後方支援体制がない～



図表5 病床規模別・重症度別入院患者の割合(公立病院)
～大規模病院の入院患者の3～5割が軽症者～

	入院患者数(人)	軽症(%)	中等症(%)	重症(%)
99床以下	323	46.4	52.3	0.0
100床台	929	81.2	17.7	0.4
200床台	1,563	40.1	49.9	5.7
300床台	2,905	44.5	46.2	4.8
400床台	1,213	47.1	34.4	5.3
500床以上	6,537	31.0	26.3	10.0

(備考) 図表4、図表5は全国自治体病院協議会「新型コロナウイルス感染症による影響等実態調査結果(2021年4月15日)」により作成。対象期間は2021年1月31日時点。

図表6 国保・後期高齢者医療・介護保険のレセプトを連結した分析例
～リアルタイムで分析できる体制を構築すべき～

60歳以上で入院している者の特徴

- 腎不全、認知症、脳血管障害などのリスクの高い患者
- 75歳以上の高齢者
- 要介護2以上の要介護者

60歳未満で入院している者の特徴

- 精神疾患、腎不全、心不全、貧血などのリスクの高い患者

(備考) 経済・財政一体改革推進委員会(2021年3月26日)「松田委員提出資料」により作成。対象期間は2021年1月31日時点。東日本の1自治体の2020年2月から5月までのデータ。

図表7 医療法人と社会福祉法人の財務データの取扱い
～医療法人の財務データを迅速に分析できるようにすべき～

	医療法人	社会福祉法人
公表義務	損益計算書等の事業報告書等について規模の大きい法人について、公告義務。 それ以外の法人は備え付けの上、求められれば閲覧に供する義務	収支計算書等の計算書類等について、全ての法人において公表義務
届出義務	損益計算書等の事業報告書等について都道府県への届出義務	収支計算書等の計算書類等について、所轄庁に届出義務
届出後の取扱い	一般の方から請求があった場合、都道府県は閲覧に供する義務	都道府県知事は所轄庁から提供を受けた計算書類等を厚生労働大臣に報告。厚生労働省は、データベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて迅速に当該情報を提供できるように必要な施策を実施。
インターネットの活用		公表・届出については、WAM NETへのアップロードをもって実施したと見なされる

(備考) 財政制度審議会・財政制度分科会(2021年4月15日)資料を編纂。